

Deloitte.



デロイトJSGセミナー2019 2nd

決算書から見る期末決算留意点

Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd

Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Advisory Co., Ltd

Deloitte Consulting Southeast Asia

2019年11月15日

2019年11月22日

本日のアジェンダ

決算書の目的	3
--------	---

決算書から見る期末決算留意点	10
----------------	----

Deloitteがお手伝いできるサービス	34
----------------------	----

決算書の目的

決算書とは、企業の財務状態や経営成績を示す財務諸表である

決算書とは

- ・企業の財政状態と経営成績を取引記録に基づいて明らかにし、その結果を報告する書類である。
- ・タイ国内の非上場企業には、貸借対照表、損益計算書などの作成が求められている。

STATEMENT OF FINANCIAL POSITION AS AT MARCH 31, 2019			STATEMENT OF INCOME FOR THE YEAR ENDED MARCH 31, 2019		
UNIT : BAHT			UNIT : BAHT		
	2019	2018		2019	2018
ASSETS			REVENUES		
CURRENT ASSETS			Revenues from sales		
Cash and cash equivalents			Revenues from rendering services		
Trade and other current receivables			Other income		
Inventories			Total Revenues		
Refundable corporate income tax					
Other current assets			EXPENSES		
Total Current Assets			Cost of sales		
			Cost of rendering services		
NON-CURRENT ASSETS			Selling expenses		
Property, plant and equipment			Administrative expenses		
Intangible assets			Total Expenses		
Deferred tax assets					
Other non-current assets			PROFIT (LOSS) BEFORE INCOME TAX EXPENSE		
Total Non-current Assets			INCOME TAX EXPENSE		
TOTAL ASSETS			NET PROFIT (LOSS)		

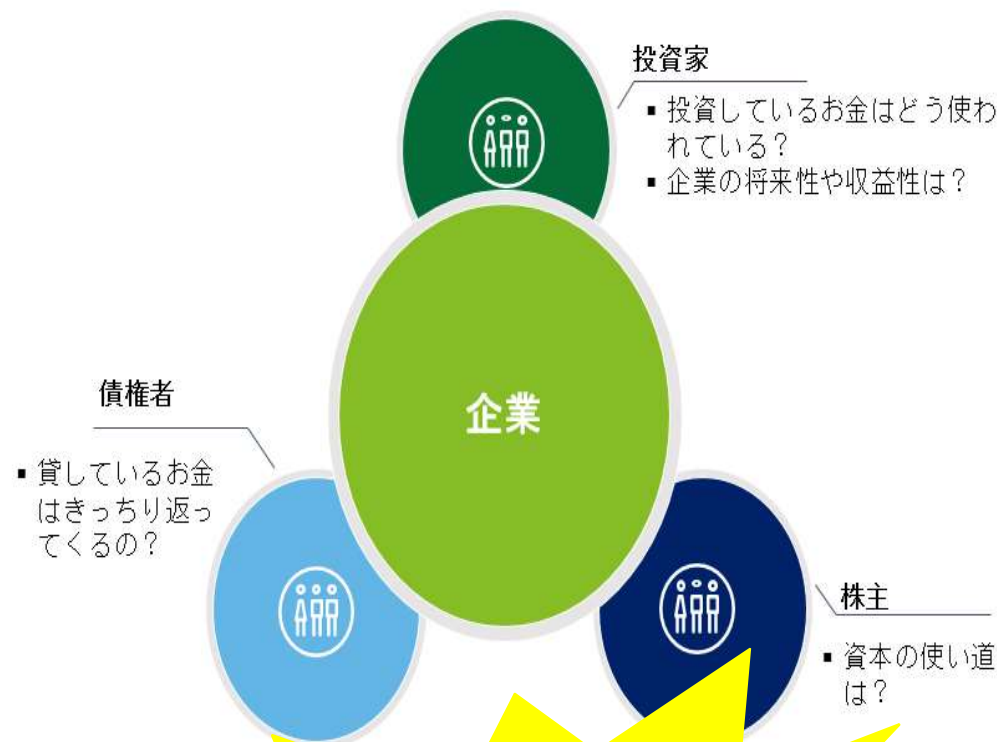
決算書は利害関係者への情報提供目的で作成される

決算書の目的

・会社の利害関係者(ステークホルダー)に対して、企業の財政状態や経営成績に関する正しい情報を伝達すること。

・利害関係者には、資本を拠出している株主、資金を融資している銀行などの債権者、投資家などが当てはまる。

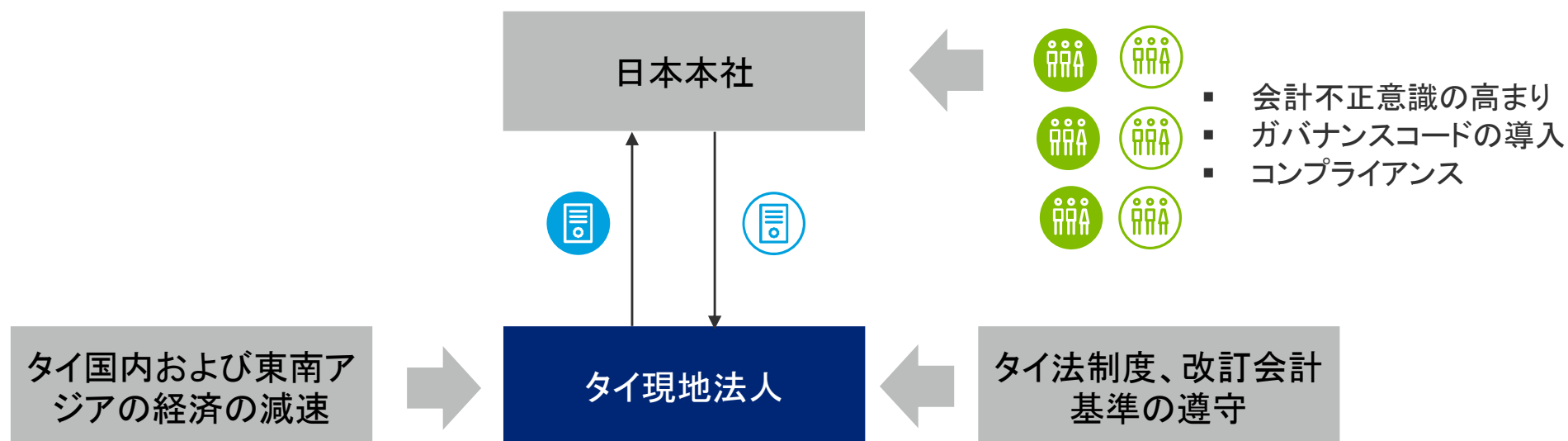
・それぞれの利害関係者は、企業に出資している資本の運用状況を知りたがっている株主、貸付けているお金が確実に返済されるか知りたい債権者、投資判断の材料とするためにその企業の収益性や将来性を知りたい投資家というように、それぞれの目的を持っている。



決算書の内容が誤っていると、投資家からの訴訟、税務上の追徴課税など、様々なリスクがある。

東南アジアの経済の減速、コンプライアンス意識の高まりにより、決算の透明性への期待が高まっている

タイ現地法人を取り巻く状況



- コンプライアンス意識の向上に伴い、日本から会計処理および内部統制に関する問い合わせが増加し、その対応を従前以上に求められる。
- タイ国内マーケットおよび東南アジアの景気の減速に伴い、従前より慎重な会計処理が求められる。
- 労働者保護法の改正やIFRS改訂基準の発行に伴って、新しい対応が求められる。

決算書の目的達成のためには何が必要か？

必要とされるもの

正確な決算書

Point

- ・使用する会計基準を理解する必要がある。特に、利害関係者の種類によっては、使用する会計基準が異なることがある。
- ・会社内で決算書の誤りを発見できる体制を構築する必要がある。

適切な
外部監査人
による監査

Point

- ・適切に決算書の正確性を監査できる監査法人を選定する。

商務省や歳入局
などへの
期限内提出

Point

- ・決算書提出には期限があるため、適切なスケジュール管理が必要となる。

決算書作成時に準拠する会計基準を理解する必要がある

TFRS(for PAEs)とTFRS for NPAEs

- 現在のタイ国における会計基準は、TFRS(for PAEs)とTFRS for NPAEsという2つの会計基準が存在している。

TFRS for PAEs	Publicly Accountable Entities(PAEs ^(注1))の会社に適用される会計基準。基本的な内容はIFRSに沿ったものとなっている。
TFRS for NPAEs	Non-Publicly Accountable Entities(NPAEs)に適用される会計基準。タイ国内に進出している日系企業の多くは非上場企業であり、多くの会社がこの基準を採用している ^(注2) 。TFRS for PAEをベースとしているが、企業の負担軽減のため開示項目等の大幅な省略や簡便的方法が認められている。

(注1)PAEsとは、以下に該当する企業

- 国内外の証券市場で債券や株式が取引されている企業又は上場準備中の企業
- 金融機関、保険会社、証券会社、投資ファンドなど不特定多数の資産を管理している企業
- 公開株式会社
- その他会計職連盟(FAP)が別途定めた企業

(注2) NPAEsはTFRS for PAEsを選択適用することも可能

レポーティングパッケージにおける会計基準の概要

親会社の会計基準と子会社の会計基準の関係

①	親会社の会計基準		日本基準	IFRS	US GAAP
②	子会社の会計基準	親会社連結目的: (レポーティングパッケージ)	主にIFRS (注1)	IFRS	US GAAP
③		法定財務諸表作成目的	TFRS for PAEs もしくは TFRS for NPAEs		

(注1)

【実務対応報告第 18 号 連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い】
連結財務諸表を作成する場合、原則として親会社と子会社が採用する会計基準は統一しなければならないが、海外の子会社がIFRSもしくはUSGAAPで財務諸表を作成することを容認している。



子会社は、レポーティングパッケージにおいて、タイ基準からIFRSに組み替えて親会社に報告することが求められる。
(連結財務諸表の観点から、タイの子会社に重要性がない場合は、IFRSへの組み替えを求められない場合もある。)

決算書から見る期末決算留意点

より慎重な判断が必要となる例

A社の事例

会社概要	事業内容	<ul style="list-style-type: none">• タイに複数の工場をもつ製造会社• 材料は日本からの輸入および現地調達、製品を現地および他国へ出荷
	直近の状況	<ul style="list-style-type: none">• 現地での売上高: 100億円超• 2017年に第2工場を新設• 近年材料価格に高騰に苦戦しながらも、売上の拡大を図っている• 現地従業員: 1,000人超• 日本からの派遣駐在員: 10名(生産系8名、管理系2名)

※: 実際にあった複数の事例をもとに再構成し、匿名化している。

どこに注目する必要がある？

(Unit: K Baht)

TFRS for NPAEs	December 31, 2019	December 31, 2018	December 31, 2017	December 31, 2016
流動資産	63,985	61,009	76,222	70,809
内、棚卸資産	33,487	28,459	25,300	23,673
非流動資産	118,156	126,331	124,895	99,340
有形固定資産	80,901	86,097	82,167	62,479
無形固定資産	37,255	40,234	42,728	36,861
資産額合計	182,141	187,340	201,117	170,149

TFRS for NPAEs	December 31, 2019	December 31, 2018	December 31, 2017	December 31, 2016
売上高	72,302	80,230	87,897	80,897
売上原価	60,198	63,379	64,392	58,294
売上総利益	12,104	16,851	23,505	22,603
減価償却費	10,598	10,850	11,378	9,201
その他	6,284	7,351	7,047	6,790
営業利益	▲4,778	▲1,350	5,080	6,612
法人税等	-	-	1,016	1,322
税引後利益	▲4,778	▲1,350	4,064	5,290

利益の減少に対する棚卸資産、固定資産の残高には留意が必要

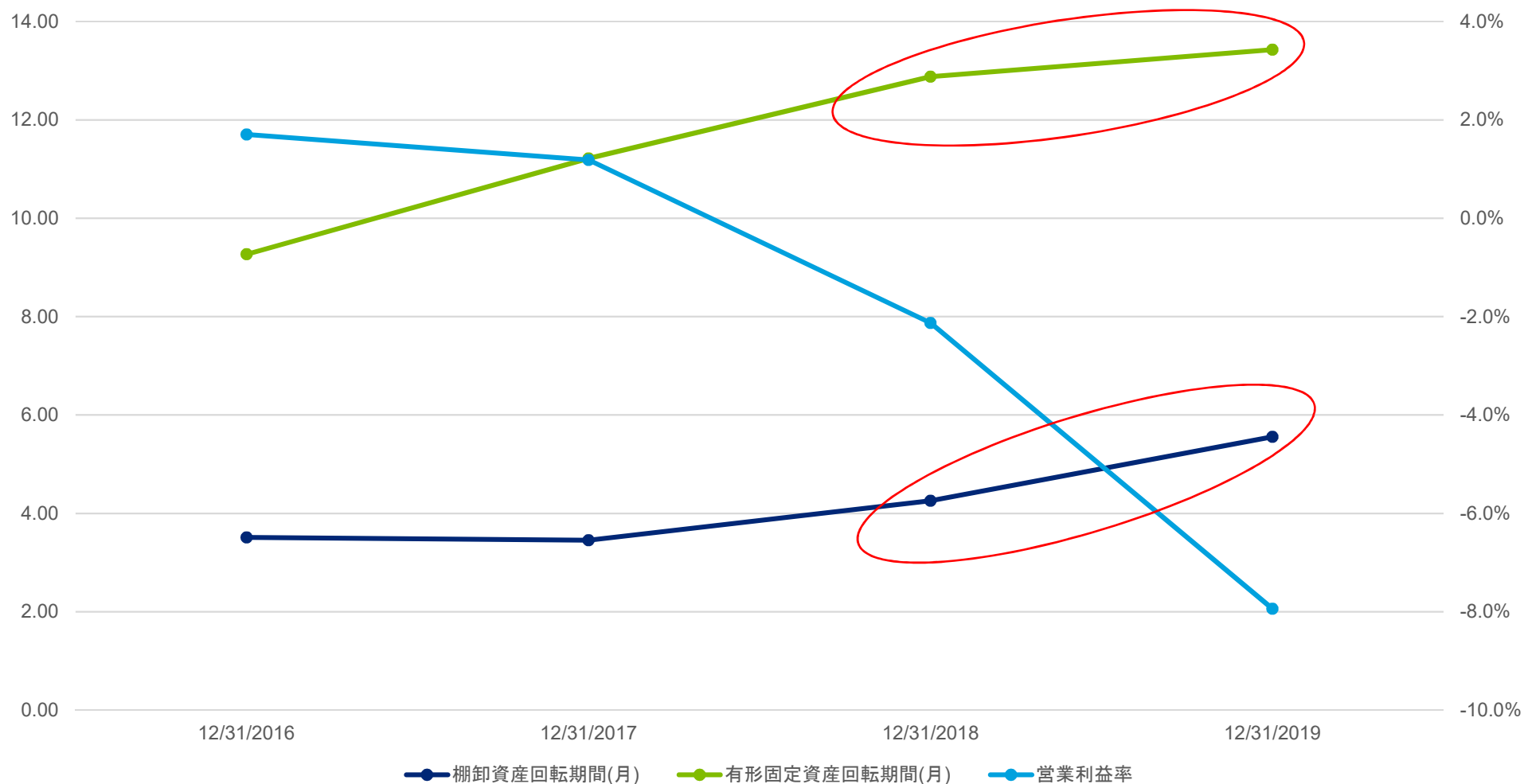
(Unit: K Baht)

TFRS for NPAEs	December 31, 2019	December 31, 2018	December 31, 2017	December 31, 2016
流動資産	63,985	61,009	76,222	70,809
内、棚卸資産	33,487	28,459	25,300	23,673
非流動資産	118,156	126,331	124,895	99,340
有形固定資産	80,901	86,097	82,167	62,479
無形固定資産	37,255	40,234	42,728	36,861
資産額合計	182,141	187,340	201,117	170,149

TFRS for NPAEs	December 31, 2019	December 31, 2018	December 31, 2017	December 31, 2016
売上高	72,302	80,230	87,897	80,897
売上原価	60,198	63,379	64,392	58,294
売上総利益	12,104	16,851	23,505	22,603
減価償却費	10,598	10,850	11,378	9,201
その他	6,284	7,351	7,047	6,790
営業利益	▲4,778	▲1,350	5,080	6,612
法人税等	-	-	1,016	1,322
税引後利益	▲4,778	▲1,350	4,064	5,290

棚卸資産及び有形固定資産の回転期間悪化が読み取れる

推移分析



※棚卸資産回転期間: $\text{棚卸資産} \div \text{売上高} \times 12 \text{か月}$
有形固定資産回転期間: $\text{有形固定資産} \div \text{売上高} \times 12 \text{か月}$
営業利益率: $\text{営業利益} \div \text{売上高}$

正味実現可能価格が、棚卸資産の原価を下回っていないかを確認し、評価減の要否を検討する必要がある

棚卸資産の評価

評価基準	基本	<p><u>取得原価をB/S価額とする。取得原価には以下が含まれる。</u></p> <ul style="list-style-type: none">・購入原価(TFRS for NPAEs 90項) : 購入代価、完成品・原材料・役務の取得に直接関連する運送費・荷役費・その他の費用、輸入関税・加工費(TFRS for NPAEs 91項) : 労務費や委託費など・その他の原価
	例外	<p>ただし、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落した場合には、その正味実現可能価額をB/S価額とする。正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、<u>完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除した額(TFRS for NPAEs 95項)とする</u>。</p>

要するに

正味実現可能価額＝将来販売時点の売価－見積追加製造原価－見積販売経費が、取得原価を下回っている場合、棚卸資産の評価減計上が必要となる。

(よくあるPitfall)

- そもそも、原価と正味実現可能価額を比較していない。
- 対象は、完成品だけでなく、原材料や仕掛品も含まれるにも関わらず、完成品しか比較していない。
- 正味実現可能価額を計算するにあたって、**販売に要する見積費用を控除していない**。

固定資産について、減損の兆候の有無を検討し、減損処理の要否を慎重に検討する必要がある

IFRSとの差に留意

減損の兆候の検討ステップ

減損の兆候

期末日現在で、資産の価値が永久的に減損している可能性を示す兆候があるか否か検討する(TFRS for NPAEs 136項)。

(兆候の例示)

- 資産が旧式化(生産効率が著しく悪い)したこと等により、利用を続けると、マイナス効果(赤字が続く)となってしまう。
- 物理的な損傷を受けており、近く取り替えを予定している。
- 設備が遊休状態にあり、生産の再稼働の見込みがたっていない。



回収可能価額の算定

減損の兆候が認められる場合、回収可能価額を算定する。



減損損失の認識

回収可能価額が、帳簿価額を下回っている場合、減損損失を認識する。

(よくあるPitfall)

- 設備が実質遊休状態となっているにも関わらず、減損の兆候有として扱っていない。
- 将来計画が絵にかいた餅のような状態となっており、足元の業績との乖離を合理的に説明できない。
- IFRSとは減損の兆候判定基準が異なるが、基準の違いを考慮していない。

より慎重な判断が必要となる例

B社の事例

会社概要	事業内容	<ul style="list-style-type: none">・ タイにて20年超の歴史を持つ製造会社・ 海外との取引は基本的には行っておらず、Local to Localのビジネスモデル
	直近の状況	<ul style="list-style-type: none">・ 現地での売上高:200億円程度であったが、近年はタイ国内市場停滞の影響を受け、売上高が伸び悩んでいる・ 手元資金及び外部からの短期借入を用いて、研究開発設備を購入。中長期的な視点での新規ビジネス開拓を図っている・ 現地従業員:一昨年までは300人程度であったが、昨年から350名程度まで増員している。設立当初から所属しているメンバーも多く、業務は安定している・ 日本からの派遣駐在員:5名(生産系4名、管理系1名)

※:実際にあった複数の事例をもとに再構成し、匿名化している。

どこに注目する必要がある？

(Unit: K Baht)

TFRS for NPAEs	December 31, 2019	December 31, 2018	December 31, 2017	December 31, 2016
流動資産	39,403	51,227	40,291	38,129
内、売掛金	10,384	12,267	12,214	10,009
内、棚卸資産	4,897	6,398	3,359	4,591
非流動資産	85,378	72,491	66,088	61,797
資産額合計	124,781	123,718	106,379	99,926
流動負債	50,167	35,623	30,985	28,816
非流動負債	38,791	54,914	43,943	40,293
内、退職給付債務	4,618	4,592	3,960	3,981
負債額合計	88,958	90,537	74,928	69,109
資本及び利益剰余金	35,823	33,181	31,451	30,817
純資産額合計	35,823	33,181	31,451	30,817
負債純資産額合計	124,781	123,718	106,379	99,926
期中平均従業員数	352名	350名	295名	290名

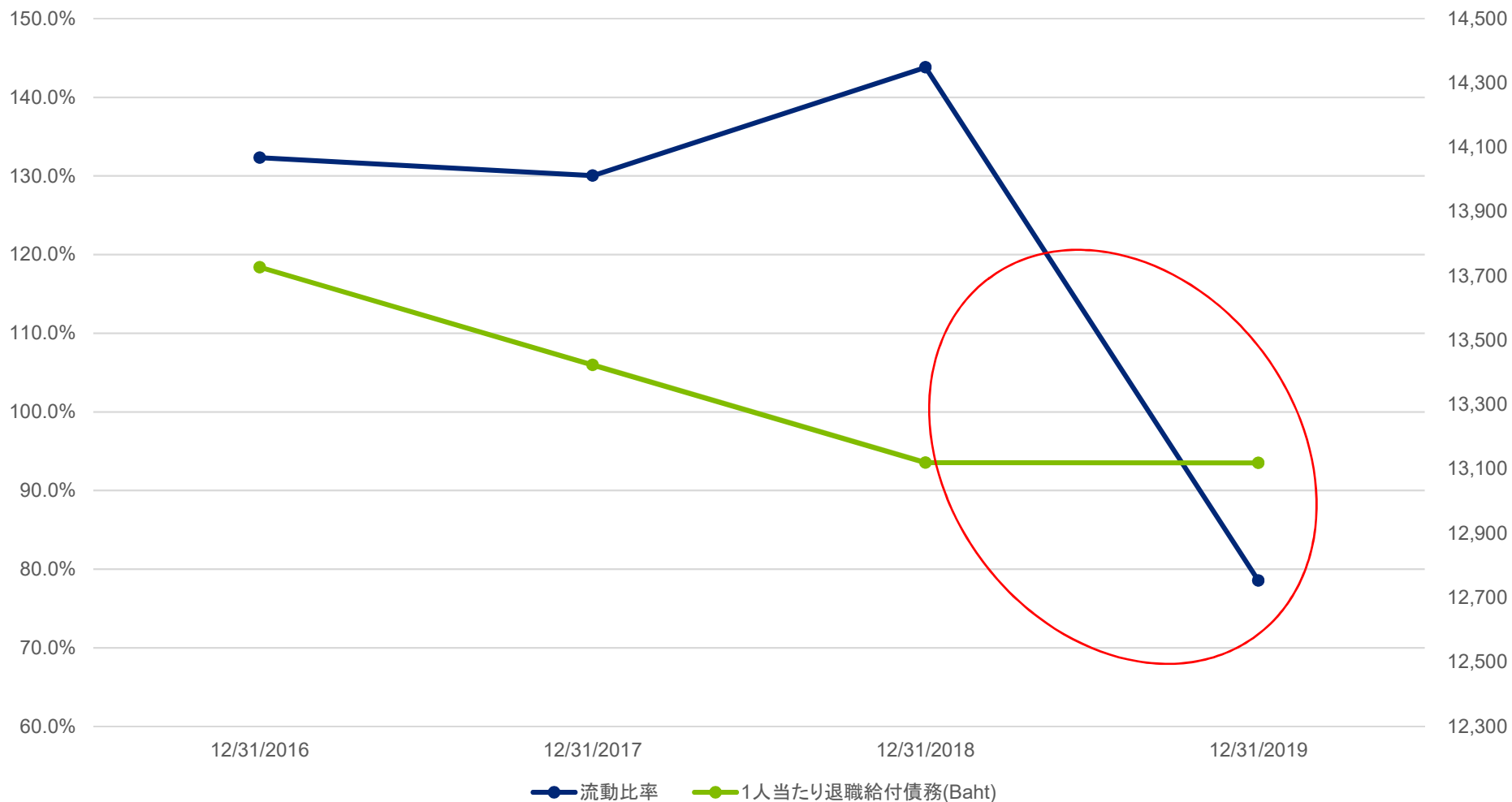
流動比率の下落、退職給付債務の会計処理に留意が必要

(Unit: K Baht)

TFRS for NPAEs	December 31, 2019	December 31, 2018	December 31, 2017	December 31, 2016
流動資産	39,403	51,227	40,291	38,129
内、売掛金	10,384	12,267	12,214	10,009
内、棚卸資産	4,897	6,398	3,359	4,591
非流動資産	85,378	72,491	66,088	61,797
資産額合計	124,781	123,718	106,379	99,926
流動負債	50,167	35,623	30,985	28,816
非流動負債	38,791	54,914	43,943	40,293
内、退職給付債務	4,618	4,592	3,960	3,981
負債額合計	88,958	90,537	74,928	69,109
資本及び利益剰余金	35,823	33,181	31,451	30,817
純資産額合計	35,823	33,181	31,451	30,817
負債純資産額合計	124,781	123,718	106,379	99,926
期中平均従業員数	352名	350名	295名	290名

流動比率が減少している、また1人当たり退職給付債務額には大きな変化が見られない

推移分析



※流動比率: 流動資産 ÷ 流動負債

1人当たり退職給付債務額: 退職給付債務 ÷ 期中平均従業員数

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象または状況がないか留意し、必要に応じてその対応策を事前に準備する必要がある

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象または状況 (TSA*570)

財務関係(Financial)

- ✓ 債務超過、又は流動負債が流動資産を超過している状態
- ✓ 返済期限が間近の借入金があるが、借換え又は返済の現実的見通しが無い、又は長期性資産の資金調達を短期借入金に過度に依存している状態
- ✓ 債権者による財務的支援の打ち切りの兆候、又は債務免除の要請の動き
- ✓ 過去の財務諸表又は予測財務諸表におけるマイナスの営業キャッシュ・フロー
- ✓ 主要な財務比率の著しい悪化、又は売上高の著しい減少
- ✓ 重要な営業損失
- ✓ 配当の遅延又は中止
- ✓ 支払期日における債務の返済の困難性
- ✓ 借入金の契約条項の不履行
- ✓ 仕入先からの与信の拒絶
- ✓ 新たな資金調達の困難性、特に主力の新製品の開発又は必要な投資のための資金調達ができない状況

営業関係(Operating)

- ✓ 経営者による企業の清算又は事業停止の計画
- ✓ 主要な経営者の退任、又は事業活動に不可欠な人材の流出
- ✓ 主要な得意先、フランチャイズ、ライセンス若しくは仕入先、又は重要な市場の喪失
- ✓ 労務問題に関する困難性
- ✓ 重要な原材料の不足
- ✓ 強力な競合企業の出現

その他(Others)

- ✓ 法令に基づく重要な事業の制約、例えば自己資本規制その他の法的要件への抵触
- ✓ 巨額な損害賠償の履行の可能性
- ✓ 企業に不利な影響を及ぼすと予想される法令又は政策の変更
- ✓ 付保されていない又は一部しか付保されていない重大な災害による損害の発生

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況がある場合、事象又は状況が解消できるような対応策(資金計画や経営計画等作成や、親会社からのサポートレターの入手等)を検討する必要がある。

*: Thai Standards on Auditing (タイ監査基準)

退職給付債務については、見積りの前提に変更がないかに留意する必要がある

退職給付債務の留意点

退職給付会計(TFRS for NPAEs 312項)

- TFRS for NPAEsにおいては、年金数理計算もしくは、最善の見積りにより、従業員給付債務が計算されている。
- 年金数理計算に基づいて計算されている場合、直近のレポートが入手されているか、その計算の前提となっている従業員数、定年、退職率等が最新の情報になっているかを確かめる。
- 年金数理計算に基づいて計算されていない場合でも、その計算の前提となっている従業員数、各人ごとの給与、定年、昇給率等が最新の情報になっているかを確かめる。



IFRSとの差に留意

労働者保護法の改正に伴い、退職給付引当金の計上金額を再度検討する必要がある

改正労働者保護法

2019年4月5日に、「改正労働者保護法」が官報で公表され、2019年5月5日に発効された。

今回の改正は、従業員へより手厚い保護の付与、つまり、雇用の安定と従業員の福祉の向上を主たる目的としている。その一部として、本改正案には、「20年以上勤務している従業員に対して、解雇時に最終賃金の400日分を受け取る権利がある」旨が織り込まれており、会計上は退職給付引当金の追加計上要否を検討することが必要となる。

(第11章解雇補償金 第118条要約)

使用者は、解雇する労働者に対し、次の通り解雇補償金を支払わなければならない。

勤務期間	解雇手当
120日未満	必要なし
120日以上1年未満	退職時の賃金30日分
1年以上3年未満	退職時の賃金90日分
3年以上6年未満	退職時の賃金180日分
6年以上10年未満	退職時の賃金240日分
10年以上	退職時の賃金300日分
20年以上(新設)	退職時の賃金400日分

より慎重な判断が必要となる例

C社の事例

会社概要	事業内容	<ul style="list-style-type: none">タイ国内で仕入れた商品を近隣諸国へ販売している販売子会社である親会社にとっても重要な拠点であるが、ビジネスは現地で完結している
	直近の状況	<ul style="list-style-type: none">現地でのビジネスは好調であり、現時点において得意先の倒産や、売掛金の回収遅延などは生じていないビジネス拡張の機運が高まっているため、今年事務所の引越を行った日本からの派遣駐在員:10名(営業系7名、管理系3名)親会社にとっても重要な拠点であるが、上述の通りビジネスが現地で完結しているため、日頃から親会社とのコミュニケーションが多いわけではなく、今年も通常通りの連結決算指示書が届いているのみである

※:実際にあった複数の事例をもとに再構成し、匿名化している。

どこに注目する必要がある？

(Unit: K Baht)

	IFRS	IFRS	TFRS for NPAEs
		December 31, 2019	December 31, 2019
流動資産		51,054	53,277
売掛金		20,236	25,625
▲貸倒引当金		▲1,349	▲534
引当率		6.7%	2.1%
棚卸資産		32,167	28,186
非流動資産		72,491	72,491
資産額合計		123,545	125,768
		IFRS	TFRS for NPAEs
		December 31, 2019	December 31, 2019
売上高		115,486	120,875
売上原価		76,394	80,375
売上総利益		39,092	40,500
人件費		10,437	10,437
賃借料		12,235	12,235
その他		2,109	1,952
営業利益		14,311	15,876

IFRSとNPAsでは会計処理に差が生じることがある

(Unit:K Baht)

	IFRS	TFRS for NPAs
	December 31, 2019	December 31, 2019
流動資産	51,054	53,277
売掛金	20,236	25,625
▲貸倒引当金	▲1,349	▲534
引当率	6.7%	2.1%
棚卸資産	32,167	28,186
非流動資産	72,491	72,491
資産額合計	123,545	125,768
	IFRS	TFRS for NPAs
	December 31, 2019	December 31, 2019
売上高	115,486	120,875
売上原価	76,394	80,375
売上総利益	39,092	40,500
人件費	10,437	10,437
賃借料	12,235	12,235
その他	2,109	1,952
営業利益	14,311	15,876

予想信用損失に基づき、金融商品を評価する必要がある

TFRS for NPAEs

分類

- 市場性のある有価証券は、以下に分類される。
 - ❑ 売買目的有価証券(公正価値によって測定され、公正価値の変動は純損益として認識される)
 - ❑ 売却可能有価証券(公正価値によって測定され、公正価値の変動は資本項目として分類される)
- 市場性のない有価証券、子会社株式、関連会社株式、ジョイント・ベンチャーに対する持分は、減損控除後の取得原価で測定しなければならない。

測定

投資は、当初認識点において取得原価によって測定せねばならず、それは公正価値を考慮したものでなければならない。

金融資産の減損

- 掛け売上に対するパーセンテージを用いる方法
- 年齢別に分類された未回収債権残高に対するパーセンテージを用いる方法
- 個別の債権の支払能力を予測する方法

IFRS 9

分類

企業は、金融資産を最初に認識する際に、次の両方に基づき、金融資産を償却原価で測定される金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、又は純損益を通じて公正価値で測定される金融資産のいずれかに分類しなければならない。

- 金融資産の管理に関する企業の事業モデル
- 金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性

測定

当初認識時に、企業は、金融資産を公正価値で測定しなければならない。当初認識時における金融商品の公正価値は、通常、取引価格である。

金融資産の減損

- 予想損失モデル:客観的証拠の有無に係らず、将来に関する情報を考慮した予想信用損失に基づき、減損損失は認識される。
- 信用リスクの変化を直ちに減損に反映する
 - 発生損失モデルよりも早く損失が認識される



収益認識の会計基準にはIFRSとNPAEsで差が存在する

TFRS for NPAEs

■ 物品の販売(TFRS for NPAEs 326-項)

物品の販売からの収益は、次のすべての条件が満たされた時に認識しなければならない。

- 物品の所有に伴う重要なリスクおよび経済価値(所有権)が買手に移転したこと
- 販売された物品に対して、所有に伴う管理上の関与や実質的な支配を、売手企業が保持していないこと
- 収益の額を、信頼性をもって測定できること
- その取引に関連する経済的便益が企業に流入する可能性が高いこと
- その取引に関連して発生したまたは発生する原価を、信頼性をもって測定できること

■ サービスの提供

サービスの提供に関する取引の成果を、信頼性をもって見積もることができる場合には、その取引に関する収益は、報告期間の末日現在のその取引の進捗度に応じて認識しなければならない。

取引の成果は、次のすべての条件が満たされる場合には、信頼性をもって見積もることができる。

- 収益の額を、信頼性を持って測定できること
- その取引に関する経済的便益が企業に流入する可能性が高いこと
- その取引の進捗度を、報告期間の末日において信頼性をもって測定できること
- その取引について発生した原価および取引の完了に要する原価を、信頼性をもって測定できること

IFRS 15

IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」
IFRS15の適用に当たって、企業は、契約の条件並びにすべての関連する事実及び状況を考慮しなければならない。企業は、以下のステップを適用することにより、収益を認識する。

Step 1 顧客との契約を識別する

Step 2 契約における履行義務を識別する

Step 3 取引価格を算定する

Step 4 取引価格を契約における履行義務に配分する

Step 5 企業が履行義務の充足時に
(又は充足するにつれて)収益を認識する



IFRSではリース資産に対する改訂基準が今期から適用されている

TFRS for NPAEs

所有に伴うリスクと経済価値を実質的に全て移転する場合には、ファイナンス・リースに分類される。

所有に伴う全てのリスクと経済価値の実質的移転を伴わないリースはオペレーティング・リースに分類される。

単独で又は組合せにより、通常はファイナンス・リースとして分類される状況の例は、次のとおりである。(必ずしも決定的なものではない。)

- 当該リースにより、リース期間の終了までに借手に資産の所有権が移転される。例えば、資産の所有権が移転する買取選択権付賃貸借契約は、借手が契約における完全にすべての支払いをしたときに移転する。
- 借手が、選択権が行使可能となる日の公正価値よりも十分に低いと予想される価格で当該資産を購入する選択権を有していることにより、当該選択権が行使されることが、リース開始日において合理的に確実である。例えば、リース資産買取価格がリース開始時の資産の公正価値の5%を超えない場合、その価格は公正価値よりも十分に低いものと扱うものとされる。
- 所有権が移転しなくても、リース期間が当該資産の経済的耐用年数の大部分を占める。例えば、リース期間が当該資産の経済的耐用年数のおおよそ80%以上である場合である。
- リース開始日において、最低リース料総額の現在価値が、少なくとも当該リース資産の公正価値のほとんどすべてとなる。例えば、最低リース料総額のリース開始日における現在価値が、リース開始日のリース資産の公正価値のおおよそ90%以上である場合である。



IFRS 16

IFRS第16号の会計処理

契約の開始時に、企業は、当該契約がリース又はリースを含んだものであるのかどうかを判定しなければならない。リース又はリースを含んだものである契約について、企業は、契約の中のリース構成部分のそれぞれを契約の非リース構成部分と区分して会計処理しなければならない。

借手の会計処理

借手は、全てのリース契約について、リース期間にわたり原資産を使用する権利である「使用権資産」、リース料の支払義務である「リース負債」をそれぞれ貸借対照表上で認識することが要求される。ただし、リース期間が12カ月以内の短期リース契約、原資産が小額な小額リース契約については、オペレーティング・リースに準じた処理が認められる。

貸手の会計処理

貸手の会計処理については、実質的な変更はなく、各リース契約をファイナンス・リースまたはオペレーティング・リースに分類し、会計処理を行う。

(まとめ) 今一度自社の決算状況を分析し、慎重に会計処理を検討する

影響を及ぼす状況とその会計エリア

経済の減速	<ul style="list-style-type: none">■ タイ国内消費の低迷(企業の倒産)■ 中国、東南アジア等の近隣諸国の経済情勢の停滞(国外輸出の減少)■ 不透明な政治情勢
会計基準や法律の改正	<ul style="list-style-type: none">■ 労働者保護法の改正■ IFRS改訂基準の適用

特に資産負債サイドの会計処理を中心に影響を及ぼす

影響する 会計エリア(例)	<ul style="list-style-type: none">■ 棚卸資産(棚卸資産の評価損)■ 固定資産(減損会計)■ 退職給付債務(引当金額の妥当性)■ リース資産(従来賃借料であったものの資産計上)■ 継続企業の前提
------------------	--

(まとめ)分析ツール利用による問題点の可視化も有用

レビューの効率化、精緻化、あるいは早期の問題把握が期待できる

(Before)

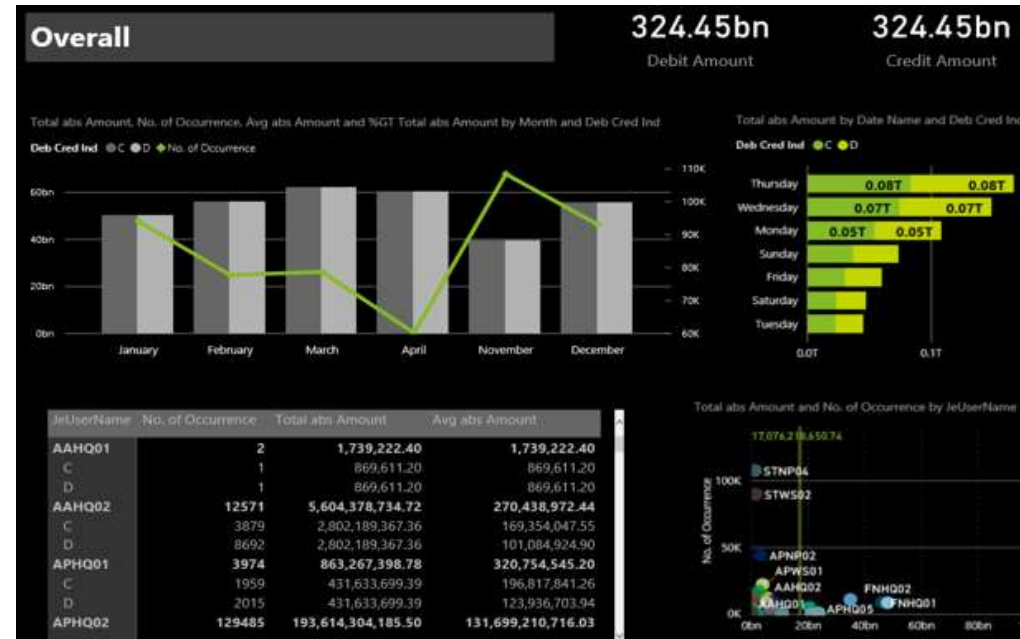
TFRS for NPAEs	December 31, 2019	December 31, 2018	December 31, 2017
流動資産	39,403,000	51,227,000	40,291,000
非流動資産	85,378,000	72,491,000	66,088,000
資産額合計	124,781,000	123,718,000	106,379,000
流動負債	50,167,000	35,623,000	30,985,000
非流動負債	38,791,000	54,914,000	43,943,000
負債額合計	88,958,000	90,537,000	74,928,000

数字の羅列で内容が分かりにくい。

資産も増えているし問題ないだろう。

(After)

(イメージ)



流動負債比率が上昇しているが、問題はないのかな。

資産回転期間が思ったより長いな。

(まとめ)IFRSの改訂基準について、適切に影響度評価を実施する必要がある

IFRS改訂基準

IFRS9 金融商品

2018年12月期または2019年3月期分の報告から適用されている。主に営業債権に対する貸倒引当金の設定や投資評価に関する見積もりに変更が生じる可能性がある。

IFRS15 顧客との契約から 生じる収益

2018年12月期または2019年3月期分の報告から適用されている。顧客との契約条件によっては、法定財務諸表上の売上高と連結パッケージ上の売上高が相違することもあり得る。

IFRS16 リース

2019年12月期または2020年3月期分の報告から適用されている。従来賃借料として費用処理していたリースも、内容によっては資産計上が求められるなど、影響が大きい新基準である。

求められる対応

- ・**親会社とコミュニケーション**を取り、グループベースでの対応方針を確認しましょう。
- ・IFRS改訂基準が自社に与える大まかな**影響度を確認**しましょう。基準の詳細や影響度評価の方法については、必要に応じて現任監査人やコンサルタントとの協議が必要です。
- ・影響度が重要な場合には**要修正額の計算**が必要です。社内で適切な**計算プロセスの整備**を実施することが求められます。

現任監査人の能力や体制について改めて確認することが望ましい

日本の場合

- ・上場している会社や会社法の規定を満たす会社のみ、監査が必要となる。
- ・日本では監査が必要な会社約1.4万社に対し、公認会計士のうち監査業務に従事している数も約1.4万人いる。
- ・近年の会計不正を受けて、監査人には会社より密なコミュニケーションを取ることが求められている。

状況は
大きく
異なる！

タイの場合

- ・すべての会社で監査が必要となる。
- ・公認会計士の数は5千人弱であるのに対し、企業数は100万社とも言われている。
- ・ローカルの監査人は副業で監査をしていることも多く、会社とのコミュニケーションも不十分なことが多い。週末の空いた時間のみ対応し、十分な監査調書を作らず、監査意見を表明している監査人もいる。

留意点

- 会社規模に比して、監査人の往査日数が十分か確認する。
- 日本人マネジメントも監査人との直接のコミュニケーションに関与する。
- 社内での監査人選定プロセスをタイ人に任せない。
- 監査人からの指摘事項の有無、またその内容を確認する。

出典:「平成30年版 モニタリングレポート」公認会計士・監査審議会より

Deloitteがお手伝いできるサービス

Accounting Health Checkサービス

Deloitteがお手伝いできるサービス

タイ国にてビジネスを行われている日系企業でよくみられる会計Issueを、日系企業の会計監査で培った豊富な経験を基に分析し、貴社が経営するにあたっての会計上の問題と望まれる対応をご提案いたします。詳細はお配りしているBrochureをご覧ください。

タイに赴任しているが、
経理/監査関係の専門的な知識を持ち合わせていない

タイ人の経理担当者の
会計知識に不安がある

ローカルの監査法人を使っているが、十分な監査を受けていると感ぜられない



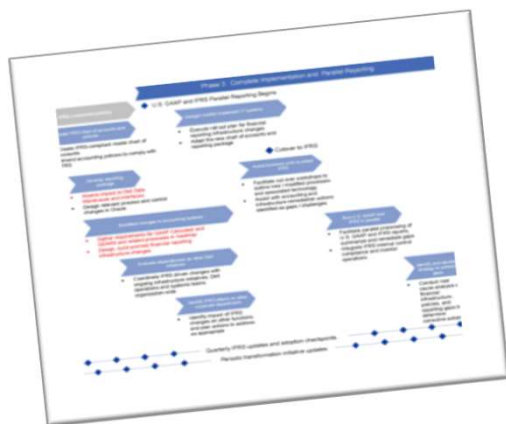
会計監査の豊富な経験を持ったタイ人公認会計士が、日系企業の会計監査で培った豊富な経験を基に、貴社がタイ国で経営を行っていくにあたって一助となるような会計上の提言をいたします。



IFRS適用による会計基準差異分析

Deloitteがお手伝いできるサービス

デロイトのタイ人専門家が、レポートパッケージ(PKG)をIFRSに基づいて作成しているが、PKGの監査・レビューを受けていない会社様に対しては、PKGがIFRSに基づいて適切に作成されているかのアドバイスを、PKGをTFRS for NPAEsに基づいて作成されている会社様に対しては、仮にIFRSを適用した場合の影響度調査をサポート致します。詳細はお配りしているBrochureをご覧ください。



Gap Analysis Report

デロイトのIFRS評価結果の成果物として、Gap Analysis Reportなどにて、具体的な導入時期などを示したロードマップ、導入にあたって必要とされるあらゆる事項を貴社へ提起致します。IFRSへの移行を進めていく中で必要とされる数多くのステップを示すことが可能であり、利害関係者に対してプロジェクトの範囲や計画を伝えるための有用なツールとなります。

A table below shows the summary of significant accounting policy analysis among the requirements under BOT's notification, IFRS 7 and B's current disclosure. In this report, only accounting policies related to IFRS 9 will be taken into account and analysed. The recommendation will be provided to close the gap existing under IFRS 7.

Table 1 Summary analysis of significant accounting policies

Item	IFRS 7	Note to Financial Statements	Related to IFRS7	Disclosures (No/Yes/Partial/N/A)	Reference	Related Function
1	General Information		No	N/A	Notes to financial statements No.1	
2	Basis of preparation of the financial statement		No	N/A	Notes to financial statements No.2	
3	Change in accounting policy		No	N/A	Notes to financial statements No.3	
4	Significant accounting policies		Yes	Partial		
	Significant Accounting Policy	Basis of consolidation Business Combinations	No	N/A	Notes to financial statements No.4 (a)	

Recommendation Report

Recommendation report は、会計処理、表示および開示に関する改善事項について言及したものであり、デロイトのIFRS評価結果の最終成果物となります。改善事項では、導入時期や導入にあたって必要とされるあらゆる事項を提供します。

ご清聴いただきありがとうございました。ご質問等あれば、いつでもご連絡ください。

講師ご紹介



関 文範(せき たけのり)

Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Audit Co., Ltd.

マネジャー／日本国公認会計士

- Mobile: 098-273-8057
- Email: tseki@deloitte.com

- 2012年監査法人トーマツ入所後、監査部門にて製造業を中心とし、運送業、システム開発業、インターネット業界などの会計監査・内部統制監査に関与。また、会社法監査を中心とした監査主任業務に従事。
- 会計監査に加え、監査クライアントに対するIFRS導入業務、IPO支援業務、デューデリジェンス業務に従事。また2015年から2年間に渡り、クライアントの中国子会社に対するJ-SOX導入支援業務を経験。
- 2018年、タイに赴任し、会計監査を中心としたコーディネーション業務を行っている。

ご清聴いただきありがとうございました。ご質問等あれば、いつでもご連絡ください。

講師ご紹介



藤田 尚芳(ふじた ひさよし)

Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Audit Co., Ltd.

マネジャー／日本国公認会計士

- Mobile: 061-586-8556
- Email: hfujita@deloitte.com

- 2013年監査法人トーマツ入所後、監査部門にて製造業、物流業、映像制作業、太陽光発電業、観光業、人材派遣業などの幅広い業種の上場企業監査及びIPO監査に従事。
- 会計監査に加え、IPO支援アドバイザー業務、中期経営計画策定運用支援、J-SOX導入運用支援業務を経験。
- 2018年、タイに赴任し、会計監査を中心としたコーディネーション業務を行っている。



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities. DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte is a leading global provider of audit and assurance, consulting, financial advisory, risk advisory, tax and related services. Our network of member firms in more than 150 countries and territories serves four out of five Fortune Global 500® companies. Learn how Deloitte’s approximately 264,000 people make an impact that matters at www.deloitte.com.

About Deloitte Southeast Asia

Deloitte Southeast Asia Ltd – a member firm of Deloitte Touche Tohmatsu Limited comprising Deloitte practices operating in Brunei, Cambodia, Guam, Indonesia, Lao PDR, Malaysia, Myanmar, Philippines, Singapore, Thailand and Vietnam – was established to deliver measurable value to the particular demands of increasingly intra-regional and fast growing companies and enterprises.

Comprising approximately 340 partners and 8,800 professionals in 25 office locations, the subsidiaries and affiliates of Deloitte Southeast Asia Ltd combine their technical expertise and deep industry knowledge to deliver consistent high quality services to companies in the region.

All services are provided through the individual country practices, their subsidiaries and affiliates which are separate and independent legal entities.

About Deloitte Thailand

In Thailand, services are provided by Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd. and its subsidiaries and affiliates.

This communication is for internal distribution and use only among personnel of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte network”). None of the Deloitte network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this communication.

© 2019 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Audit Co., Ltd.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited